

「100mm/h 安心プラン」実施要綱

第1 目的

本要綱は、浸水被害の軽減のために市町村、河川管理者、下水道管理者等が主体となって策定する計画である「100mm/h 安心プラン」の登録等について定め、登録された計画に基づく対策を推進し、住民が安心して暮らせるよう地域における安全度の向上に寄与することを目的とする。

第2 定義

本要綱において「100mm/h 安心プラン」とは、河川管理者による河川の整備又は下水道管理者による下水道の整備に加え、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、分散型の雨水貯留浸透施設の整備等の流域における流出抑制や、危険情報の周知体制の構築等により、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画をいう。

第3 対象地域

一級河川、二級河川または準用河川の流域内であって、下水道事業の対象とする地域を含むものとする。

第4 計画策定主体

対象地域の市町村、河川管理者及び下水道管理者が共同で計画を策定するものとする。なお、他の関係機関についても追加することができる。

第5 「100 mm/h 安心プラン」の登録等

1. 計画策定主体は、本実施要綱に基づき「100 mm/h 安心プラン」を策定し、水管理・国土保全局長へ登録を申請することができる。
2. 「100 mm/h 安心プラン」は、従来の目標とする計画降雨を超える局地的大雨を対象とし、各関係行政機関、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害軽減を図るために集中的な対策を実施するものであり、次に掲げる事項について記載するも

のとする。

- (1) 基本方針
 - (2) 計画策定のための体制に関する事項
 - (3) 目的を達成するために実施する内容
 - (4) 計画期間
 - (5) その他必要な事項
3. 水管理・国土保全局長は、1の申請があった「100 mm/h 安心プラン」の必要性、事業の効果、関係者の役割分担及び実施体制の確保などの実現可能性等を勘案し、登録を認める。
4. 登録要件の詳細及び計画の策定にあたって必要な手続きについては、別途定めるところによる。

第6 「100mm/h 安心プラン」の変更

第5の3の登録を受けた計画策定主体は、当該登録を受けた「100mm/h 安心プラン」の内容について変更が生じた場合は、別途定める手続きに従い、「100mm/h 安心プラン」の変更を行うものとする。

第7 その他

本要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に必要な事項については別途定める。

附則

1. この要綱は、平成31年4月1日から施行する。